

議 長 日程第4「議案第21号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当課長 それでは細部説明に入らせていただきます。今回の改正につきましては、提案理由にありますように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正でございますが、この上でございます、一般職員の給与に関する法律いわゆる給与法が改正されたことに伴うものでございます。

今回の改正につきましては、昨年6月の定例会で条例の改正をさせていただきましたが、これを再度改正するものでございます。2回目となりました理由としまして、もととなります一般職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、配偶者に対する扶養手当が最終的に半分に減額されることから、激変緩和のため段階的に改正することになっているためです。これを受けまして、平成30年2月7日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の一部が2回目の改正がされ、4月1日に施行されることになりましたので、再度、町の条例を一部改正するものでございます。

補償基礎額に対する加算額の変更の概要としましては、給与法の改正の趣旨にのっとり、少子化対策の一環として、子への加算額を増額し、反対に配偶者や父母、祖父母等への加算額を減らすものです。なお、昨年の条例の一部改正のもとになりました政令に一部改正漏れがあり、ここで改正するとの通知が消防庁よりありましたので、今回あわせて改正いたします。

1枚おめくりいただきまして…2枚、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。まず、政令の改正に漏れのあった部分でございます。第2条中の「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に改め「及び第36条」

を「及び第36条第8項」に改めます。

次に、1枚おめくりいただきまして、第5条でございます。第3項中、第1号の後ろに「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については）」を削除し、次に「を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する者該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削除します。

それでは2枚お戻りいただきまして、改正本文の附則でございます。施行期日、1、この条例は平成30年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の松田町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松田町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する損害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等についてはなお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議なしと認めます。採決を行います。議案第21号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決する方の起立を

求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。